

教員養成の展望

今春から政府や自民党、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会から、教育に関するさまざまな提言などが出されています。これらはどういう意味があって、教育改革は今後どこに向かって、どのようなことが進んでいくのか、分からなくて不安に思われる方もいるでしょう。この企画では、専門紙である日本教育新聞編集局に、教育改革の流れをマクロ的視点からまとめてもらいました。

日本教育新聞社 編集局 編

求められる教員としての資質・能力は何か 採用・養成はどう変わるのか

教員の資質能力の向上をめぐり、養成・採用・研修の在り方が曲がり角を迎えています。自民党の教育再生実行本部が平成27年5月に教師の「国家免許」化などを盛り込んだ第4次提言を、政府の教育再生実行会議は同月、教師の育成指標の明確化や優れた人材の獲得策などの第7次提言をそれぞれまとめ、矢継ぎ早に改革策として打ち出しました。これを受けた形で、中央教育審議会の教員養成部会は7月に中間まとめを公表しています。今後、どのような教員が求められ、その養成・採用の在り方などはどう変わっていくのでしょうか—。

「国家免許」化を提言 —自民党・教育再生実行本部

自民党の教育再生実行本部による第4次提言は、「チーム学校」部会と、「高等教育部会」の検討結果をまとめたも



自民党・教育再生実行本部会議2012の様子。

のです。

教育再生実行本部はこれまで英語教育、理数教育、ICT教育などを中心とした「成長戦略に資するグローバル人材育成部会提言」(平成25年4月)や、平成の学制改革、大学・入試の抜本改革、新入材確保法の制定などを柱とする第2次提言(同年5月)、教科書検定の在り方特別部会による「議論の中間まとめ」(同年6月)、教育再生推進法(仮称)の制定に向けて、その骨格を示した第3次提言(平成26年4月)、教育投資・財源特別部会の「中間取りまとめ」

(同年8月)と、今後の教育改革の方向を示してきました。

■議論より実行へ

これまでの改革案の中には、従前から議論されてきたものの、日の目を見なかったものも含まれ、「議論はすでに十分してきた。課題は明確になっている。これからは改革を実行する」(党幹部)との思いが色濃くにじんだものになっています。

同時に、自民党教育再生実行本部の“投げた玉”を受けとめ、政府の教育再生実行会議がさらに提言を肉付けし、文科省、中央教育審議会が実現に向けた方策を落とし込むという図式が定着して、この間の改革が推進されてきました。

党教育再生実行本部の第4次提言で提示した改革策のうち、「チーム学校」部会がまとめたものが教員の養成・採用・研修に直接的に関わる内容となっています。

「チーム学校」の実現により教師が子どもと向き合う時

成27年7月)、あるいは本誌11月号 特集1 を参照してください)。

■「チーム学校推進法」の提案も

同部会では、教師が子どもに向き合う時間の確保のため「社会の有為な人材を学校に」「学校・地域人材によるチームの形成」「校長のリーダーシップ強化と運営体制の充実」の三つの取り組みを示し、これら全体を大きく前進させるために新たに「チーム学校推進法」(仮称)の制定を提案しています。

具体的な改革策を見れば、「社会の有為な人材を学校に」では▽「チーム学校」の中心を担う教師に優れた人材を得るため教師の「国家免許」化▽人材確保法の初心に立ち返った処遇確保▽今後に向けたアクティブ・ラーニングや現代的課題への対応のため教職員数確保を始めとする指導体制充実▽教科指導や生徒指導に優れた教師を指導教諭に積極的登用▽学校全体の教育力を高めるため、各教

多様な専門スタッフの学校教育への参画により 学校文化の転換を図る「チーム学校」の実現へ

間を大幅に増加させようとの狙いがあります。

ここでいう「チーム学校」とは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動の負担を軽減するため部活動支援員(仮称)などの専門スタッフを法的に位置付け、多様な専門スタッフが子どもへの指導に関わることで、教員のみが子どもの指導に関わる現在の学校文化を転換できるよう「専門性に基づくチーム体制の構築」などによって実現が目指されているものです。

背景には、子どもを取り巻く環境が複雑化・困難化する中で教師だけの指導では限界があるということでもあります。また、学校環境、勤務環境などを調べたOECD国際教員指導環境調査(TALIS)などによって、あらためて日本の中学校教員の超過勤務ぶりも浮き彫りになっているという事情もあるわけです(詳しくは、中央教育審議会初等中等教育分科会「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」による「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(中間まとめ・平

師が得意とする能力が十分発揮されるよう教師間の役割分担を可能とする環境整備▽スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)、部活動支援員の制度、部活動支援員の制度上の位置づけや職務内容等を明確化▽SCやSSWの育成を推進するとともに、どの学校にも日常的配置—などを掲げています。

教員の「国家免許」化をめぐるのは、国による管理強化などに対する一部メディアからの批判があった一方、定数確保の手立てと見る向きもありました。ただこの改革策は、この後の政府の教育再生実行会議や、中央教育審議会での提案としては具体的な方針は示されることはありませんでした。

■「人確法」の初心に

また、初心に立ち返れ、という「人材確保法」とは、昭和48年に制定・公布した「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特